

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通	3 運営	相談窓口	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営等に関する基準を定める条例第9条、第73条	外部の相談窓口（「岐阜県国民健康保険団体連合会」・「市町村」）を重要事項説明書に明記し、利用者に周知することが望ましい。	飛騨
2	共通	3 運営	会計区分	同上 条例第243条（第39条準用）	指定居宅サービスおよび指定介護予防サービス事業者ごとに経理を区分するとともに、指定居宅サービス及び指定介護予防サービス事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	飛騨
3	共通	3 運営	運営規程	同上 条例第29条	運営規程において苦情処理体制の規定を設けること。	飛騨
4	共通	3 運営	個人情報	同上 条例第155条	利用者の家族の個人情報の使用について、あらかじめ当該家族の同意を書面で得ておくこと。	飛騨
5	共通	3 運営	管理者変更	介護保険法 第75条	管理者の変更が認められるため、変更届の手続きを行うこと。	飛騨

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	サービス提供記録	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営等に関する基準を定める条例第20条第1項第2項	サービスを提供した場合には、提供した具体的なサービスの内容等を介護日誌等の書面に記録し、利用者からの申し出があった際には、その情報を提供できるように整備すること。	飛騨
2	訪問介護	3 運営	サービス提供記録	老企第36条第2の2(2)(4)	身体介護の区分にて請求したケースについて、サービス提供時間に関する記載がなく、サービスの提供記録に不備が見受けられる。自主点検の上、過誤調整を行うこと。	飛騨
3	訪問介護	4 報酬	サービス提供責任者体制	老企第36条第2の2(10)	特定事業所加算の要件として定期的にサービス提供責任者が主催する会議には、訪問介護員の全てが参加することが前提であるため、複数回開催するなど欠席者を出さないよう対処すること。	飛騨
4	訪問介護	4 報酬	加算要件	老企第36条第2の2(17)	サービスを提供した場合には、提供した具体的なサービスの内容等を介護日誌等の書面に記録し、利用者からの申し出があった際には、その情報を提供できるように整備すること。	飛騨
5	訪問介護	4 報酬	介護職員処遇改善加算	県指導	介護職員処遇改善加算に関して、キャリアパス要件である資格取得の支援について具体的な内容を書面で整備し、職員に周知することが望ましい。	飛騨
6	訪問介護	5 その他	医療費控除	H27.1.25厚労省老健局総務課企画法令係発 事務連絡	利用者に交付する領収書について、医療費控除の対象となる金額を明記すること。	飛騨
7	訪問看護 (介護予防含む)	3 運営	支援計画書	老企第36号第2の4(17)	ターミナルケアに係る計画書及び支援体制については、利用者及びその家族に対して説明を行い、同意を得て行うことになっている。同意を得ていることを明確にするため、書面上記録を残すこと。	飛騨
8	訪問看護 (介護予防含む)	4 報酬	研修計画	老企第36号第2の4(24)	サービス提供体制加算について、加算要件である「看護師ごとの研修計画（個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施期間等）」を速やかに策定すること。	飛騨
9	訪問看護 (介護予防含む)	4 報酬	加算要件	老企第36号第2の4(24)	サービス提供体制強化加算について、加算要件である「看護師等の総数のうち、勤務年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上」であることが容易に確認できるよう記録を整備すること。	飛騨

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護 (介護予防含む)	3 運営	通所介護計画	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営等に関する基準を定める条例第96条第1項	通所介護計画は、当施設のサービスを利用される前に作成し、本人またはその家族の同意を得ること。	飛騨
2	通所介護 (介護予防含む)	3 運営	通所介護計画	同上 条例第96条第1項	サービス利用契約書の説明者欄において、日付の記入漏れが見受けられたので必ず記入漏れのないよう留意すること。	飛騨
3	通所介護 (介護予防含む)	3 運営	通所介護計画	同上 条例第96条第2項 第1号、第2号	通所介護計画に係る利用者の同意署名年月日について、サービス提供開始から、説明同意を得た日まで間隔が空いていたケースが見受けられたため、サービス提供前に同意を得ておくこと。	飛騨
4	通所介護 (介護予防含む)	3 運営	通所介護計画	同上 条例第102条	サービス利用契約書の説明者欄において、日付の記入漏れが見受けられたので必ず記入漏れのないよう留意すること。	飛騨
5	通所介護 (介護予防含む)	3 運営	運営規程 重要事項説明書	同上 第97条第1項第2号	おむつ代を徴収していたが、費用について運営規定・重要事項説明書に記載されていなかったため、見直しを行うこと。	飛騨

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	短期入所生活介護（介護予防含む）	3 運営	運営規程	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営等に関する基準を定める条例第164条	運営規程に「緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続」を規定すること。	飛騨
2	短期入所生活介護（介護予防含む）	3 運営	運営規程	同上 条例第164条	運営規程に「緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続」を規定すること。	飛騨
3	短期入所生活介護（介護予防含む）	3 運営	事故防止	同上 条例第155条、 第30条第3項	事故防止（誤薬等）について、手順、マニュアルに関する定期的な研修（確認）を行うこと。	飛騨
4	短期入所生活介護（介護予防含む）	3 運営	人員配置	同上 条例第136条第1項 第5号	機能訓練指導員を1人以上配置すること。	飛騨
5	短期入所生活介護（介護予防含む）	3 運営	研修	県指導	研修について、参加者の記録を残すこと。	飛騨

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 (介護予防含む)	3 運営	運営規程 重要事項説明書	岐阜県指定居宅 サービス等の事業 の人員・設備及び 運営等に関する基 準を定める条例第 242条第1項	運営規程の概要、重要事項説明書を事業所内 の見やすい場所に掲示すること。	飛騨
2	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 (介護予防含む)	3 運営	重要事項説明書	同上 条例第238条	重要事項説明書に記載のサービス提供地域に誤 記が見られたため、修正すること。	飛騨
3	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 (介護予防含む)	3 運営	重要事項説明書	同上 条例第238条第1項	重要事項説明書の管理者欄に誤記があるため、 修正すること。	飛騨
4	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 (介護予防含む)	3 運営	サービス提供記録	同上 条例第238条	サービス提供の記録について、利用者の同意日 の記載がないケースが見受けられたため、日付 を漏れなく記載すること。	飛騨
5	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 (介護予防含む)	3 運営	サービス提供記録	居宅基準第19条第 2項	サービス提供の記録について、福祉用具を納品 した初期訪問日のサービス内容を記録するこ と。	飛騨
6	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 (介護予防含む)	3 運営	福祉用具の保管・消 毒	岐阜県指定居宅 サービス等の事業 の人員・設備及び 運営等に関する基 準を定める条例第 243条第2項第4号	福祉用具の保管・消毒を委託等により他の業者 に行わせる場合には、当該事業者の業務の実施 状況を定期的に確認し、結果等を記録するこ と。	飛騨
7	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 (介護予防含む)	3 運営	福祉用具の保管・消 毒	同上 条例第241条第2項	福祉用具の保管・消毒の委託について、委託先 事業者の業務の実施状況を定期的に確認する旨 が委託契約書に記載されていなかった。委託契 約にあたって必要な事項であるため、文章にて 取り決めること。	飛騨
8	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 (介護予防含む)	3 運営	書類整備	県指導	一律に請求日と領収日が同一日で処理されてい るため、領収書は入金を受けた日付で処理す ること。	飛騨

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（施設サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	3 運営	実施記録	老企第40号第2の5(1)	個別機能訓練に関する実施記録について、訓練終了時間の記載がないケースが認められたため、実施時間を明記すること。	飛騨
2	介護療養型医療施設	3 運営	施設サービス計画	岐阜県指定介護療養型医療施設の人員・設備及び運営に関する基準を定める条例第18条第2項第3号	施設サービス計画作成のために行うアセスメントに当たっては、入院患者及びその家族との面接を実施することとなっているが、施設サービス計画原案作成前に実施していないケースがあった。一連のアセスメントを実施した結果に基づき、施設サービス計画の原案を作成すること。	飛騨
3	介護療養型医療施設	3 運営	施設サービス計画	同上 条例第18条第2項第6号	施設サービス計画書の説明・交付が入院後、相当日数が経ってから行われているケースがあった。サービス提供前に、施設サービス計画原案について説明し、同意を得ること。	飛騨
4	介護療養型医療施設	3 運営	研修実施記録	同上 条例第39条第2項第1項第3号	事故発生防止のための職員に対する研修について、定期的（年2回以上）に開催されていることがわかるよう、年間研修計画及び研修実施記録において明確に記録すること。	飛騨